

## 内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会 第4回会合 議事要旨

1. 開催日 平成19年3月27日(火)11:00~12:15
2. 場所 永田町合同庁舎 第三共用会議室
3. 出席者

### [構成員]

- 内閣府国民生活局消費者企画課 井内 課長
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 湊屋 課長

### [地方公共団体]

- 岩手県環境生活部環境生活企画室 八重樫 主査
- 岩手県教育委員会事務局学校教育室(高校教育担当) 佐藤 主任指導主事
- 大阪府消費生活センター 遠藤所長
- 大阪府教育委員会事務局市町村教育室小中学校課教務グループ 墨村 主任指導主事

### [その他]

- 内閣府国民生活局消費者企画課 山崎 課長補佐
- 内閣府国民生活局消費者企画課 前田 係長
- 内閣府国民生活局消費者企画課 市瀬 係長
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 大内 女性政策調整官
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 小島 男女共同参画推進係長
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 松永 教育課程課長補佐

## 4. 概要

- (1) 開会
- (2) 地方公共団体に対するアンケート調査結果について資料に基づき市瀬から説明。
- (3) 地方公共団体の先進的な事例について資料に基づき地方公共団体から説明。

### 《以下、発言要旨》

八重樫主査： 本県の消費者教育連絡会議は平成18年7月に設置しているが、本県では消費者の権利を尊重し、消費者の自立支援を基本に、条例改正(H17年3月)や計画策定(H18年2月)を行い、県民への情報・教育の機会提供など部局連携の体制ができていた。同連絡会の協議事項および検討内容は資料の設置要綱に示すとおりである。

同連絡協議会の特徴は、弁護士団体が構成員として参画していることである。弁護士団体とは以前から県の消費生活相談の場を通して関係が深かったのだが、実際の消費者相談事例を踏まえた消費者教育を行うことができるのではないかとということで構成員になっていただいた。月1回開かれる消費生

活相談員の研修会での事例研究に講師としての参画をお願いしており、良好な関係が築かれているので、今後さらに当県の連絡協議会に反映させていきたい。

同協議会は平成 18 年 7 月に第 1 回目を開催し、関係機関の情報共有など、具体的な連携に向けた土壌が整いつつある段階である。

一方で、当面の課題は小中学校、高校においてどのような内容の消費者教育を行って行くべきかであり、今後教育委員会と連携を図りながら具体的な取組みを検討して行きたい。

佐藤指導主事： 岩手県でもインターネットや携帯電話が中学生に普及しつつあり、犯罪に巻き込まれるケースが増えている。それらを未然に防止するため県警察と連携して講座を開く学校が多い。しかしそれは生徒指導という観点から行われているものであって、県教育委員会として正面から消費者保護に重点を置いた事業展開は行っていなかった。

今回連絡協議会が設置されたことにより相互に情報交換できるようになった。これまでは単発的な取組みが多かったが、今後は継続的に取組めるようになったと思う。この点が連絡協議会を立ち上げたことのひとつの成果といえる。しかし、学校教育からすると課題も多い。

遠藤所長： 大阪府は通知を受けた後の平成 18 年 6 月に連絡協議会を設置した。今年 3 月に 2 回目の会合を開き年度計画など基本事項を調整した。個別の実施計画は担当者レベルが折衝しながら進める方法をとっている。

連絡協議会での協議を踏まえた具体的な活動には、①若者向けのパンフレット配布、②学校向けの講師派遣、③家庭科研究会などへの講師派遣、④社会教育施設への講師派遣、⑤消費者教育教員研修の内容充実、などがある。

①若者向けのパンフレット配布については、18 年度には高校生向けのパンフレットを府立高校 2 年生全員に配布した(約 42,000 部)。19 年度には中学 2 年生か 3 年生向けに中身を変えたパンフレットの全員配布する計画である。しかし、配布のタイミングはいつがよいのか、それも単に配布するのではなく教師が生徒に対し一言説明しながら配布する方がよいのか。そうであるとするならば卒業時がよいのか。また配布部数が約 8 万部になるのでその予算措置をどうするか、といった問題があるので、教育委員会との間で協議していく必要があると考えている。

④公民館など社会教育施設への講師派遣については、高齢者向けの啓発活動などを行う「くらしのナビゲーター」派遣事業の情報提供を行い、18 年度は公民館も含め約 60 箇所で開催した。

⑤消費者教育教員研修の内容充実については、18 年度に、家庭科の教師向けに半日のセミナーを行ったが、参加者からは「いろいろ勉強できる」と好評であったので、19 年度には内容を充実させて 1 日間の研修に拡大する計画

である。府立高校には教材の提供や講師派遣なども行っており、それらと合わせて学校教育の場での連携を強化して行きたい。

総括としては、連絡協議会が設置されたことで前述のパンフレットの全員配布の事例にみられるように連携活動がしやすくなったということが効果として指摘できる。しかも連携活動の幅も広がる可能性もある。公民館での情報提供もスムーズに行えるようになったし、中学生を対象とした夏休みの生活体験講座（サマーセミナー）を教育委員会が実施しており、そこへの参加もできるようになった。府立工業高等専門学校では2日間程度の「パソコン組立て教室」を提案し、パソコンを組立てた後で、そのパソコンで消費者教育ソフトを動かしてもらうことにより消費者教育にも繋げるという企画を検討している。

こうした活動を展開して行く上で現在課題となっているのは、①活動の効果や問題点を検証する作業を含めて教育委員会がもう少し主体的に取り組んでいただけないか、②ボトムアップによる活動の展開ができないか、の2点である。

①活動の効果や問題点の検証については、高校生ならば消費者担当部局でも比較的取り組みやすく、実際に高校生向けの教材（平成16年度に作成したパソコンを使った消費者教育用のホームページ。年間アクセス件数は約7,000件）の利用状況について府立高校と私立高校の家庭科の教師を対象に調査した。調査対象は約200校で、回収率は約70%である。同調査の結果、「このような教材があることを認知していた」は57%、「活用している」が12%、「今後活用したい」が34%であった。また、「消費者教育の課題は何か」を聞いたところ、イ）情報収集、ロ）教材の準備、ハ）学習時間の確保が難しいという結果が得られ、教師が抱えている課題を把握できた。しかし、小中学生を対象とした調査は教育委員会にお願いするしかない。また、現場の教師の意見を汲み上げるといった対応も教育委員会にお願いせざるをえない。現状では消費者担当部局がパンフレットなどを企画・作成し、その配布を教育委員会にお願いしている形であって一方的である。このような点を含めて教育委員会が主体的に取り組むようお願いしたい。

②ボトムアップによる活動の展開は、消費者教育を効果的に進めるための方法であり、それにはトップダウンよりもボトムアップが適切ではないかと考えている。つまり、トップダウンでは学校の現場まで届きにくい。むしろ小中学校では家庭科の研究会が組織されているし、高校では社会科の勉強会が組織されているので、そのような現場レベルに直接アプローチする方が効果的ではないかと考えている。

墨村主事： 以前は消費者教育が単発的に行われていたため現場まで行き届かないこともあったが、連絡協議会の設置により、関係機関や地域と連携して議論しながら体系的に進められるようになったので有難いと受け止めている。

サマーセミナーについても関係機関から協力してもらえらる方向にあるので

心強い。しかし、まだまだ現場まで行き届かない面も多いので、今後連絡協議会などでいろいろ議論し、教育センターなどの協力も得ながら今後さらに推進して行ければ良いと考えている。

#### (4) 地方公共団体との意見交換

《以下、発言要旨》

- 井内課長 : ボトムアップや現場の教師との連携や取組みが大事だということが分かった  
そのためにはネットワーク作りが重要になってくると考えられる。その観点からみて、岩手県の連絡協議会に多重債務対策などに熱心な盛岡市が入っているが、今後は他の市町村も参画を呼びかけることになるか。それとも盛岡市が熱心であるから参画しているのか。
- 八重樫主査 : 盛岡市消費生活センターは非常に熱心なので参画いただいている。金融教育等の独自のカリキュラムを作り市内の小中高校で出前講座を行っている。こうした現場の声も活動を進めて行く上で役立てられると考えている。
- 井内課長 : 大阪府でも連携する機関を増やす方向にあると思われるが、例えば今後、弁護士会などの参画を予定しているか。
- 遠藤所長 : 弁護士会との関係はあるが、連携活動はまだ具体的には進めるには至っていない。しかし、大阪の司法書士会は年間約40校くらいの高校に出向いて犯罪に巻き込まれないような講演活動を熱心に行っているので、連携していきたいと考えている。
- 井内課長 : 連絡協議会とは別か。
- 遠藤所長 : 連絡協議会の組織とは別に消費者センターと弁護士会と連携する方法を考えている。
- 井内課長 : 現状では弁護士の方や司法書士の方が学校の消費者教育に参画したいと考えても、誰にコンタクトしたらよいか分からないといったことがある。そこで連携活動のネットワークができていれば、それが分かるようになり学校側は教育活動を効果的に進める上で利用しやすくなるだろう。
- 遠藤所長 : 司法書士会では生活指導の先生に直接アプローチするのが効果的であると言っていた。
- 湊屋課長 : 岩手県では消費者相談の事例を学校教育にどのように生かしているのか。
- 八重樫主査 : 県の消費生活担当者や消費生活相談員が、相談事例を取り上げながら学校の教師等に対する講座等を行っている。
- 松永補佐 : 岩手県では金融広報委員会が連絡協議会に参画しているが、消費者教育と、金融広報中央委員会が進めている金融教育との関係の整理の面で問題点はあるか。
- 八重樫主査 : 問題はない。金融広報中央委員会の個別具体の取組みまでは具体的に把握はしていないが、金融広報アドバイザーによる講座、研修会を開催している。例えば、小学生にはお小遣いの使い方など。消費者教育はというと間口が広いので関係機関と連携しながらそれぞれの得意分野で啓発等を行っていくこ

とが必要と考える。

井内課長：我々としても金融教育も含めてさまざまな消費者問題について各段階に対応した教育内容を整備して行く必要があると考えている。

八重樫主査：岩手県では小中学校をはじめ高校、大学を含めて消費者教育を進めていきたいと考えている。しかし、現状を見ると環境教育をはじめ多くの社会教育を総合学習に押し込まざるを得ない状況になっており、学校側の負担が過大になっている。そこで消費者教育は必ずしも全県一律ではなく、学校側の事情に応じたアプローチをしていきたい。その場合、現場の教師が適切な教材がすぐに見つけられるよう、外部講師、カリキュラム、教材等について体系的に情報提供していきたい。そこで、内閣府が作成したライフステージや領域に応じた消費者教育の学習内容である「消費者教育体系シート」に対応したポータルサイト（教材や学習プログラム）を整備して欲しい。

井内課長：消費者教育の教材が散在している状況は不便であるので、消費者教育のポータルサイトを構築すべく検討しているところである。文部科学省も検討に加わっている。また、教材のインフラ整備も進めて行く必要もあると考えている。学校の場における教育は、対応できる学校から実施するという取組みもそのとおりだと思うし、その場合、積極的な教師がいればかなりのところまで普及できると思う。しかし、高齢者が消費者被害に遭うとなかなか取り返しがつかないので、学校教育以外の場での連携活動も必要ではないかと思う。

湊屋課長：高齢者等を対象とした講座向けの教材を作成してきており、公民館の講座も有効な手段の一つであるが、そのような講座には全く足を運ばない人もいる。そうした関心度の低い人たちを含め、一般的に誰にでも伝わる啓発活動が大事だと考えている。

佐藤指導主事：すべての国民に組織的に行き渡らせるには学校教育が最も有効であるのは確かである。また、最近の教育に求められる課題に対して学校という限られた資源の範囲では対応が難しくなってきたので、外部の人材を有効活用することによって対応するなど、以前に比べて連携活動が高まっている。ただ、あまりにも多くの今日的な課題が学校にすべて集中するようになってきたという現実がある。個人的なことになるが、教育委員会と外部機関との連携の事案のほとんどが私のところに来る。消費者教育はもちろん、法教育、租税教育、年金教育、キャリア教育の他、自衛隊からも出前講座の話を持ちかけられたりするなど、膨大な資料と依頼要請があつて、それらを全部学校現場におろしたら学校はパンクするだろう。学校も校種によって事情も異なり、これらの出前講座等を受け入れたい学校もあれば、学力向上という課題もあり受け入れる余裕のない学校もあるのが実情である。先ほど消費者教育と金融教育の整理が難しいという話があつたが、それは、内容面での整理がつかないだけでなく、連携先の整理がつかないという意味もあると思われる。

八重樫主査：外部連携を進めて行く上で消費者教育に関し、講義等をしてくれる講師に関する詳しい情報が必要なので、そうした情報の整備をお願いしたい。岩手県

でも情報を整理しているが、それは部分的であって実際にはもっと詳しい情報が望まれている。首都圏では情報が多いのに対して地方では少ない。詳しく分かりやすい情報が提供されるようになれば学校側が直接申し込みできるようになり、活用頻度も高まると考えられるので、国としてぜひ情報システムを整備して欲しい。

井内課長 : 教材については、消費者教育ポータルサイトに掲載したいが、人材の情報をどのように掲載し更新するのかといった課題もあり、派遣講師やその運営をどのようにしていくかも課題だと思う。内閣府でも消費者教育専門家について、そのリストを内閣府のホームページに掲載しているが、その地域版を整備する必要があると思う。

遠藤所長 : 最近我々でもついていけないほど消費者関連の法律が度々改正されており、そうすると我々では対応できないことがある。そのような場合には外部機関との連携を進め、専門家のノウハウを上手く活用して行くことで実践的に対応できるのではないか。

井内課長 : その意味では今後はボランティアの専門家との連携についても工夫する必要があるかも知れない。

(5) 来年度の連絡協議会の内容等の確認。

(6) 閉会

以上